新型コロナウイルス感染症に関する出欠席の扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症に関する出欠席は以下の通りになります。ご確認ください。ご心配、ご不明な点は学校までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症陽性者

【症状がある場合】

- →発症した日を、0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止。
 - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示す。

【無症状の場合】

- →陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで出席停止。
 - ※ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快 した後1日が経過するまで」の期間とする。
- *新型コロナウイルス感染症の出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

新型コロナウイルス感染症陽性者以外で、体調不良者のうち医師等から登校を控えるよう指示された者

→学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。

医療的ケア児・基礎疾患児で医師等から登校を控えるよう指示された者

→主治医の見解を確認の上、出席停止。

保護者から感染不安で休ませたいと相談があった者で、かつ、校長が合理的な理由があると判断した者 (同居家族に高齢者等がいるなど)

→校長が合理的な理由があると判断したした場合、出席停止。

ワクチン接種を受ける場合

→出席停止

ワクチンによる副反応が出た場合

→出席停止

内科症状、風邪症状(*インフルエンザ等の出席停止となる疾病を除く)

→欠席